

# 【トピックス】 シックハウスに係る最新の動向

## ー厚生労働省の室内濃度指針値が改正されましたー

いわゆる「シックハウス問題」に対応するために、厚生労働省では室内空气中化学物質の室内濃度指針値(以下、指針値)を策定しています。ホルムアルデヒドの指針値が平成9年に策定された後、平成12年から平成14年にかけて、厚生労働省は「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」(以下、シックハウス検討会)<sup>1)</sup>を開催しシックハウス対策の検討を行った結果、全13化学物質の指針値が策定されました。

しかしながら、平成14年に指針値が検討されて以降、約15年が経過した現在では以下のような問題が新たに発生しています。

- ・ 指針値を定めた化学物質以外の代替物質による問題等が新たに指摘されていること
- ・ シックハウス問題を検討する際、新たな概念として、VOC(揮発性有機化合物)以外に、SVOC(準揮発性有機化合物)の概念がでてきたこと
- ・ 細菌由来のVOC類等が検出され、これらもシックハウス問題の要因となっているなど、新たな視点での指摘もあること
- ・ WHO空気質基準の改廃の動向と整合を図る必要があること

そこで、厚生労働省は平成24年からシックハウス検討会を再開、改めて現在の室内空気質の実態を把握し、最新の科学的知見による指針値の追加、変更等の見直しを行ってきました。その後、平成31年1月17日付でシックハウス検討会から中間報告書が取りまとめられたことを踏まえて指針値の一部が同日付で改正<sup>2)</sup>され、キシレン、フタル酸ジ-*n*-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの指針値が強化されました(表1)。

表1 室内空气中化学物質の室内濃度指針値の改正内容 (H31年1月)

化学物質名	室内濃度指針値	
	改正後	改正前
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20ppm)
フタル酸ジ- <i>n</i> -ブチル	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.0015ppm)	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppm)
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.0063ppm)	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.0076ppm)

なお、シックハウス検討会では、今回指針値が改正された物質(表1)以外に、従来から指針値が策定されていたエチルベンゼンについての指針値改正案と、2-エチル-1-ヘキサノール、2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールモノイソブチレート、2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールジイソブチレートという、これまで指針値が策定されていなかった3化学物質についての新規指針値案を提案していましたが、その後パブリックコメントを実施し、これを踏まえて再度、案の検討を行った結果、今回の改正は見送られ、今後改めてシックハウス検討会にて再検討することになりました(表2)。

中間報告書によると、エチルベンゼンについては今後、海外のリスク評価の状況などを踏まえ指針値改正案を再検討するとされています。また、新規指針値案が提案された2-エチル-1-ヘキサノールなどの3化学物質については今後、「ヒトへの安全性に係る情報」「代替物の情報」等を引き続き収集し、国際動向も

踏まえながら指針値について再検討するとされています。

表2 改正が見送られ、今後再検討することになった室内濃度指針値の改正案

化学物質名	シックハウス検討会での提案値と結果	室内濃度指針値
エチルベンゼン	58 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.01ppm)	既存指針値の改正見送り 3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.088ppm)
2-エチル-1-ヘキサノール	130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppm)	新規指針値の設定見送り —
2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオール モノイソブチレート	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)	新規指針値の設定見送り —
2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオール ジイソブチレート	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.0085ppm)	新規指針値の設定見送り —

—:指針値の設定なし

#### 参考資料

- 1) 厚生労働省「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-iyaku\\_128714.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-iyaku_128714.html) (令和元年8月1日アクセス可能)
- 2) 室内空气中化学物質の室内濃度指針値について  
平成31年1月17日付薬生発0117第1号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知

#### 【室内濃度指針値とは】

室内濃度指針値とは、その時点での科学的な知見に基づき「一生涯その化学物質について指針値以下の濃度の暴露を受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」です。指針値を一時的かつわずかに超えたとしても直ちに健康への有害な影響が生じるわけではありません。

しかしながら、その化学物質による身体の不調が疑われる場合には、医師等に受診・相談することが望ましいです。

【 理化学検査研究課 環境化学担当 】